○北陸地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
金沢市鈴見台一丁目一〇〇七番から同市もりの里三丁目一九九番まで	前	七三・〇〇～七三・〇〇メートル　一六・四〇～七三・〇〇キロメートル
	後	一六・四〇～一六・二〇九キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び百五十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
金沢市もりの里三丁目一九九番から同市もりの里三丁目二一四番まで	前	四二・四〇～四二・四〇メートル　一六・二〇～四二・四〇キロメートル
	後	〇・二〇五

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○四国地方整備局告示第百三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日　四国地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	高知県安芸郡安田町唐浜字西浜松二七六四番一から同町唐浜字長ハヱ二九九番一まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月十一日

○九州地方整備局告示第百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から二週間九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日　九州地方整備局長　岡本　博

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百九十七号

三　指定する道路の部分

区間	幅員延長
福岡県糸島郡二丈町大字鹿家字深浜二四七八番三から同町大字鹿家字包石二五三三番一二まで	二〇・二〇～一三九・〇〇メートル　〇・四六七キロメートル
唐津市浜玉町渕上字帽子川二二〇番五から同市浜玉町大江字大江前二六一番七まで	二〇・二〇～一〇〇・四〇　二・五六二

四　指定する期日　平成二十一年十二月十一日

○九州地方整備局告示第百三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十一日　九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九十七号	福岡県糸島郡二丈町大字鹿家字深浜二四七八番三から佐賀県唐津市浜玉町南山字中縄手二七九〇番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月十二日

○北海道開発局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　関　克己

一(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号及び二百二十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
小樽市桃内一丁目六番地先から同市塩谷二丁目五四七番地先まで	前	九・〇〇～一一三・〇〇メートル　〇・二八四キロメートル
	後	九・〇〇～一一八・五〇　〇・二八四

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

二(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道網走郡美幌町字美禽四番八から同町字美禽四番九まで	前	五一・〇〇～七五・〇〇メートル　〇・〇二二キロメートル
	後	五一・〇〇～五三・〇〇　〇・〇二二

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部